

宇部市産業人材育成支援補助金 実施要領

<募集受付期間>

令和5年6月6日（火）～ 令和5年12月28日（木）

<受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8355

令和5年6月

宇部市

1 趣旨

本市では、産業振興を担う人材の育成を図り、従業員のリスクリングを推進することを目的とした取り組みを支援します。

2 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の(1)～(3)の要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とします。

※中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者

※小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 今後継続して事業を営む意思があること。
- (3) 宇部市税の滞納がないこと。

(補助対象外事業者)

以下のいずれか1つでも該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

- (ア) 公序良俗に反する事業を行う者
- (イ) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者
- (ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第1項に該当する者
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (カ) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

3 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次の各号を満たす研修等で補助金申請年度に開催される研修等の受講に要する費用とします。

- (1) 民間教育機関等が提供する集合又は e ラーニング等により実施する研修等であること。
- (2) DXに関する専門的な知識・技能の習得と向上を目的とする研修等又は専門的な資格を取得するための研修等であること。
- (3) 通常の業務と区別できるOFF-JT(職場外研修)の訓練であること。
- (4) 助成対象事業者が受講者の訓練状況を確認できること。
- (5) 教育機関等の受講案内と受講に係る経費(受講料等)が一般に公開されており、受講者1人当たりの受講料があらかじめ定められていること。
- (6) 助成対象となる研修等の受講者が研修等時間の8割以上を受講していること。
- (7) 標準学習時間が10時間以上の研修等であること。

ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とします。

4 補助率及び補助額

補助率	補助上限額 (補助下限額)
補助対象経費の2/3以内	50,000円 (10,000円)

※1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

※2 1会計年度あたり1交付対象者1回までとする。

5 申請書の提出

(1) 提出書類

名称	備考
宇部市産業人材育成支援補助金交付申請書 【様式第1号】	
事業計画書 【様式第1号の2】	
積算金額の根拠書類	受講料の分かる価格表、研修概要が分かるもの等
研修等受講者名簿	受講者の役職、氏名が分かるもの
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等
登記簿謄本又は登記事項全部証明書	発行後3か月以内のもの：写し可
市税の滞納がないことの証明書	発行後1か月以内のもの：写し可

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法 メール

(3) 提出先 syoukou@city.ube.yamaguchi.jp

※提出時にメールの開封確認通知をつけてください。

※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

6 実績報告書の提出

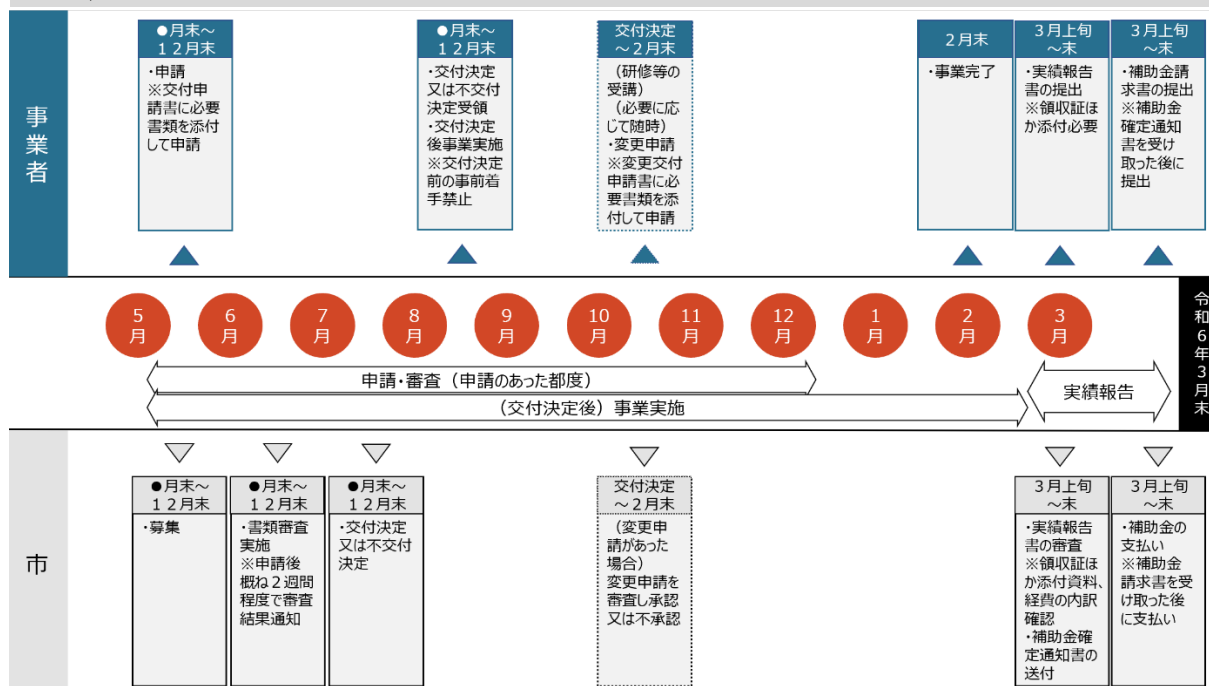
(1) 提出書類

名称	備考
宇部市産業人材育成支援補助金実績報告書 【様式第7号】	
事業報告書 【様式第7号の2】	
支出が確認できる書類	領収書、振込明細書など
受講したことが分かるもの	受講者の受講履歴、教育機関等が交付する修了証、eラーニング受講履歴の分かるものなど

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

- (2) 提出方法 メール
 (3) 提出先 syoukou@city.ube.yamaguchi.jp
 ※提出時にメールの開封確認通知をつけてください。

7 スケジュール



8 留意事項(必ずお読みください)

- 補助金は、請求書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。
- 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に市の承認を得てください。
- 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- 受講費用納入後、補助事業者の都合により受講しなかった場合は、補助金の対象となりません。
- 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますのでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- 補助金交付に関して次に掲げるものが公表される場合があります。
 - ・補助事業者の名称及び所在地
 - ・補助事業の名称及び事業概要
 - ・補助事業に係る補助金額

9 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 産業経済部 商工振興課
TEL 0836-34-8355 FAX 0836-22-6013
メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp